

[異常時通報連絡の公表文（様式1-1）]

伊方1号機燃料取替用水タンク水浄化系配管の水抜き用弁からの漏えいについて（第2報）

25.6.21

原子力安全対策推進監

（内線2352）

[異常の区分]

国への法律に基づく報告対象事象	有 ・ 無 [評価レベル -]	
県の公表区分	A ・ B ・ C	
外部への放射能の放出・漏えい	有 ・ 無 [漏えい量 -]	
異常の概要	発生日時	25年6月13日15時45分
	発生場所	1号・2号・3号・共用設備 管理区域内 ・ 管理区域外
	種類	・ 設備の故障、異常 ・ 地震、人身事故、その他

[異常の内容]

6月13日（木）16時36分、四国電力（株）から、別紙のとおり、伊方発電所の異常に係る通報連絡がありました。その概要は、次のとおりです。

- 1 定期検査中の伊方1号機の原子炉補助建家2階において、運転員が床に水溜まりがあることを確認したことから、調査した結果、6月13日（木）15時45分、燃料取替用水タンク水の浄化系配管に使用する水抜き用弁の閉止栓から、にじんでいることを確認した。
- 2 現在、詳細調査中。

[その後の状況等]

6月13日（木）22時15分、四国電力（株）から、その後の状況等について、以下のとおり連絡がありました。

- 1 その後、当該弁とその周辺弁の増し締めを実施し、にじみが止まった。
- 2 床に溜まった水の量は約40cc、放射エネルギーは約28ベクレルであり、すべて拭き取って回収した。
- 3 今後、引き続き、当該弁及びその周辺弁の調査を行う。
- 4 本事象による環境への放射能の影響はない。

[その後の聞き取り状況等]

管理区域内の作業であるが、作業員の計画外の被ばくや汚染はない。

[復旧状況等]

6月21日（金）10時40分、四国電力（株）から、復旧状況等について、次のとおり連絡がありました。

- 1 当該弁及び閉止栓の漏えい検査を実施した結果、本事象は、閉止栓からの微小な漏えいであったことを確認した。また、周辺弁における漏えい検査の結果、異常は認められなかった。
- 2 閉止栓を新品に取り替えるとともに、念のため当該弁の分解点検を行い、6月21日（金）10時00分、当該弁の組立て後の漏えい検査で異常がないことを確認したので、通常状態に復旧した。
県では、原子力センターの職員を伊方発電所に派遣し、復旧状況等を確認しました。

(伊方発電所及び周辺状況)

[事故発生時の状況]

原子炉の運転状況	1号機	運転中（出力 %） ・ 停止中
	2号機	運転中（出力 %） ・ 停止中
	3号機	運転中（出力 %） ・ 停止中
発電所の排気筒・放水口モニタ値の状況	通常値	・ 異常値
周辺環境放射線の状況	通常値	・ 異常値

(参考)

1 国への法律に基づく報告対象事象

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づき、国（原子力規制委員会原子力規制庁等）に対し、一定レベル以上の事故・故障等を報告することが義務付けられている。

国への法律に基づく報告対象事象に該当すれば、国際原子力機関が定めた評価尺度に基づき、7から評価対象外までの9段階の評価レベルが示されるので、異常の程度を判断する目安となる。評価対象外以下のものについては、安全に関係しない事象とされている。

2 県の公表区分

区分	内 容
A	○安全協定書第11条第2項第1号から第10号までに掲げる事態 （放射能の放出、原子炉の停止、出力抑制を伴う事故・故障、国への報告対象事象 等） ○社会的影響が大きくなるおそれがあると認められる事態 （大きな地震の発生、救急車の出動要請、異常な音の発生 等） ○その他特に重要と認められる事態
B	○ <u>管理区域内の設備の異常</u> ○発電所の運転・管理に関する重要な計器の機能低下、指示値の有意な変化 ○原子炉施設保安規定の運転上の制限が一時的に満足されないとき ○その他重要と認められる事態
C	○区分A，B以外の事項

3 管理区域内・管理区域外

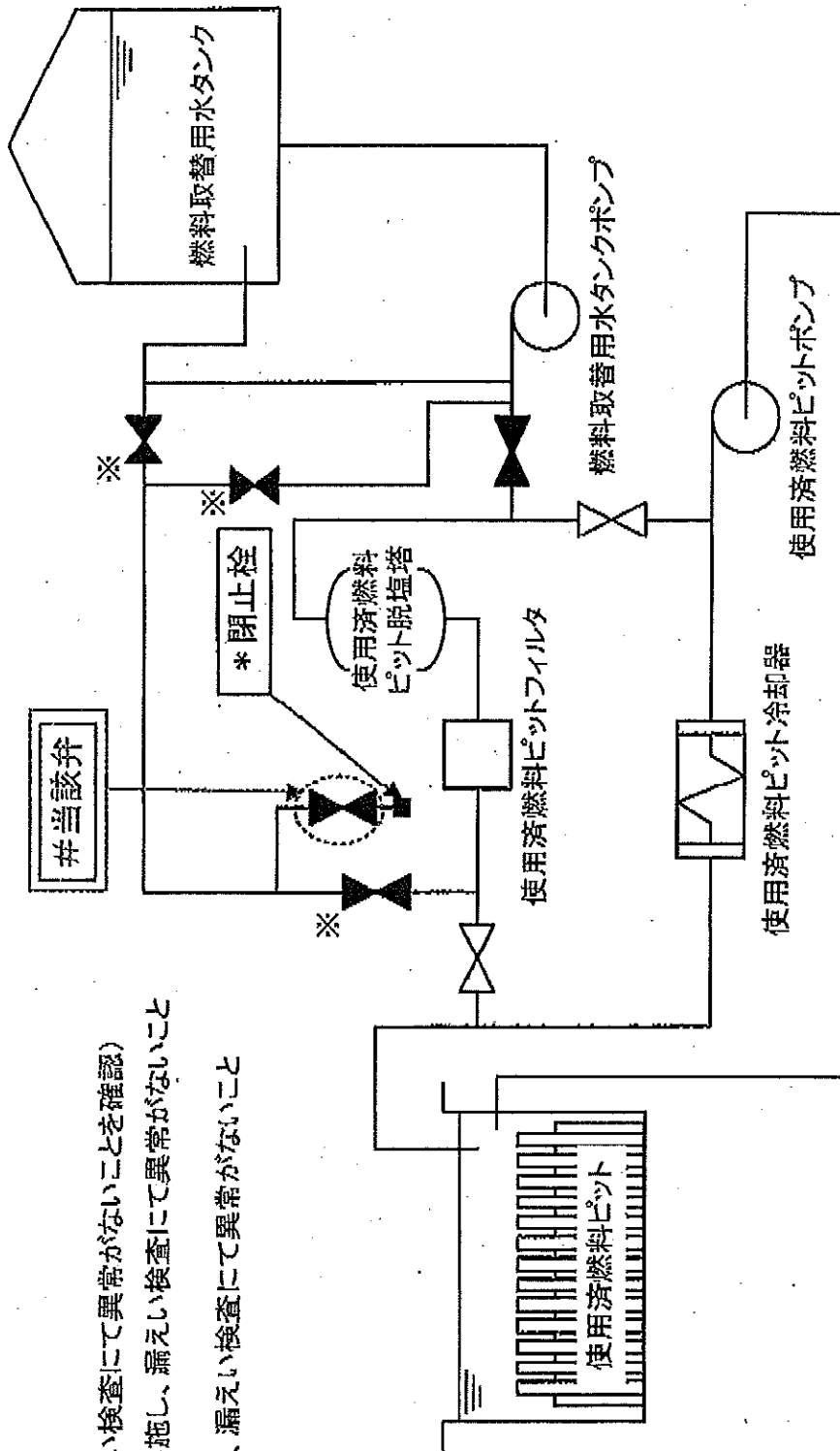
その場所に立ち入る人の被ばく管理等を適切に実施するため、一定レベル（3月間に1.3ミリシーベルト）を超える被ばくの可能性がある区域を法律で管理区域として定めている。原子炉格納容器内や核燃料、使用済燃料の貯蔵場所、放射能を含む一次冷却水の流れている系統の範囲、液体、気体、固体状の放射性廃棄物を貯蔵、処理廃棄する場所等が管理区域に該当する。

異常発生場所が管理区域の内か外かによって、異常の程度を判断する目安となる。

伊方発電所情報
(お知らせ、第3報)

発信年月日	平成25年 6月21日 (金) 10時 40分
発信者	伊方発電所 佐藤
当該機	号機 (定格出力)
	発生時 状況
発生状況 概要	1号機(566MW)・2号機(566MW)・3号機(890MW)
	1. 出力 MWにて(通常運転中・調整運転中・出力上昇中・出力降下中) 2. 1号機 第28回定期検査中
発生状況 概要	設備トラブル・人身事故・地震・その他
	<p>1. 発生日時: 6月13日 15時45分</p> <p>2. 場 所: 原子炉補助建家2階(管理区域内)</p> <p>3. 状 況:</p> <p>伊方1号機は定期検査中のところ、原子炉補助建家2階において、運転員が床に水溜りがあることを確認したことから調査した結果、6月13日15時45分、燃料取替用水タンク水の浄化等に使用する配管の水抜き用弁の閉止栓から、にじんでいることを確認しました。</p> <p style="text-align: right;">【第1報にてお知らせ済み】</p> <p>その後、当該弁とその周辺弁の増し締めを実施し、にじみは止まりました。また、床に溜まった水の量は約40cc、放射エネルギーは約28ベクレルであり、すべて拭き取って回収しました。</p> <p>今後、引き続き、当該弁及びその周辺弁の調査を行います。</p> <p style="text-align: right;">【第2報にてお知らせ済み】</p> <p>その後の調査で、当該弁及び閉止栓の漏えい検査を実施した結果、本事象は、閉止栓からの微小な漏えいであったことを確認しました。また、周辺弁における漏えい検査の結果、異常は認められませんでした。</p> <p>そのことから、閉止栓を新品に取り替えるとともに、念のため当該弁の分解点検を行い、本日10時00分、当該弁の組立て後の漏えい検査で異常がないことを確認したので、通常状態に復旧しました。</p> <p style="text-align: center;">本事象による環境への放射能の影響はありません。</p>
運転状況	1号機: 通常運転中・調整運転中・出力上昇中・出力降下中・ 定検中 2号機: 通常運転中・調整運転中・出力上昇中・出力降下中・ 定検中 3号機: 通常運転中・調整運転中・出力上昇中・出力降下中・ 定検中
備 考	

伊方発電所1号機 燃料取替用水浄化系統概略図

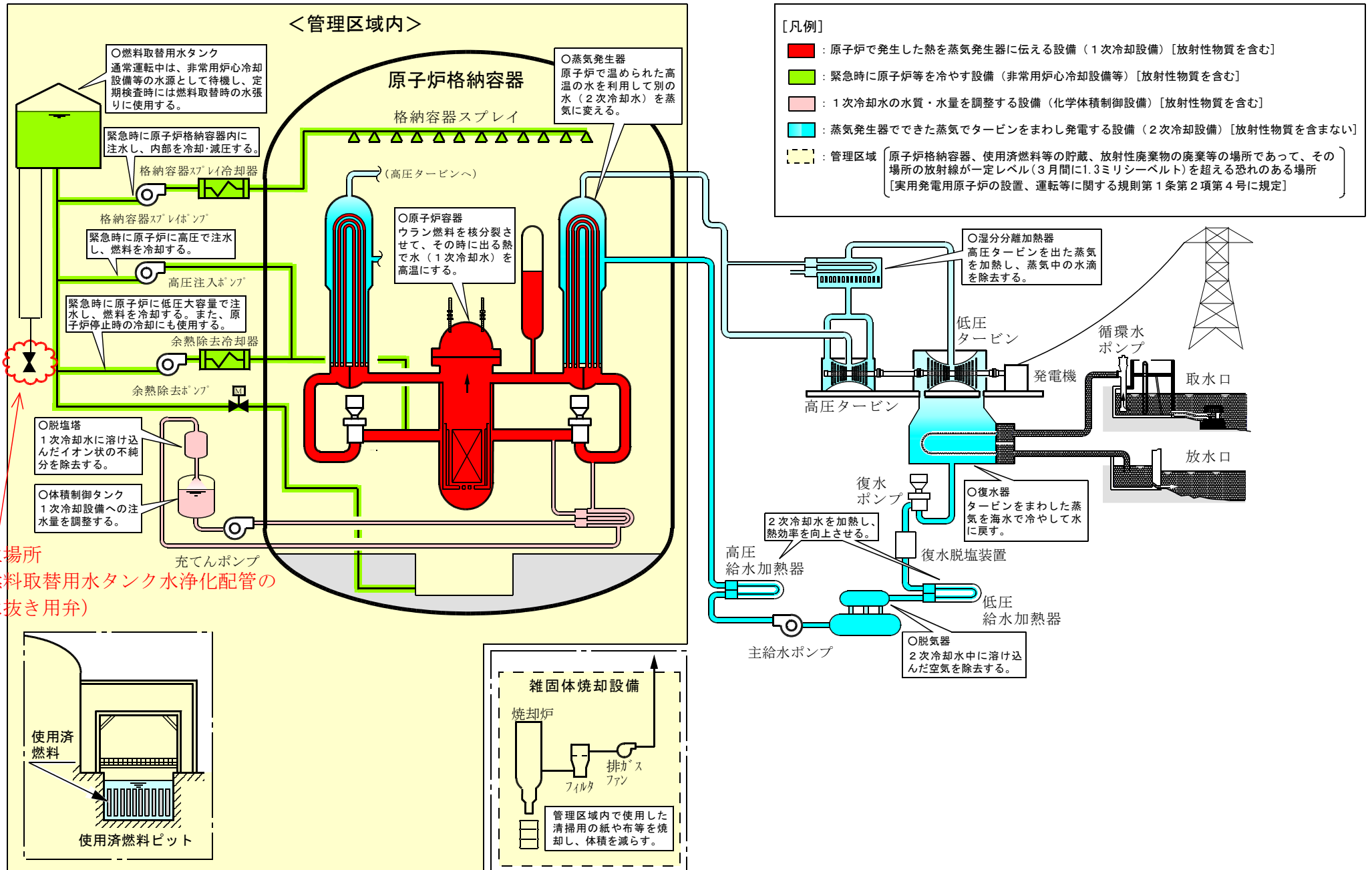


- ※周辺弁(漏えい検査にて異常がないことを確認)
- ※分解点検を実施し、漏えい検査にて異常がないことを確認
- * 取替を実施し、漏えい検査にて異常がないことを確認

6月21日(金) 10:40 発信の
伊方発電所情報(おたけせ、築3報)の
概略図の修正送付

発信 11:57

伊方発電所 基本系統図



【復旧状況】



取替箇所

取替後検査により漏えいがないことを確認



用語の解説

○燃料取替用水タンク

燃料取替作業時に燃料を移送できるよう、移送ルート部に供給するほう酸水の水
源。

○浄化

燃料取替用水タンクの水をポンプにて循環し、脱塩塔、フィルタを通して、放射
性物質および不純物を除去させる運転。

周辺環境放射線調査結果 (県環境放射線テレメータ装置により確認)

平成25年6月13日 (木)

(単位：ナノグレイ/時)

測定局	時刻	測定値 (シンチレーション検出器)					平常の変動幅の最大値	
		15:30	15:40	15:50	16:00	16:10	降雨時	降雨時以外
愛媛県	モニタリングステーション (九町越)	16	16	17	16	16	43	19
	モニタリングポスト伊方越	17	17	18	17	17	42	21
	モニタリングポスト九町	22	23	22	22	22	47	26
	モニタリングポスト湊浦	14	15	15	15	15	36	18
	モニタリングポスト川永田	23	22	22	23	22	46	25
	モニタリングポスト豊之浦	12	11	11	11	11	41	14
	モニタリングポスト加周	22	22	23	22	23	51	27
	モニタリングポスト大成	21	21	21	21	21	36	23
四国電力(株)	モニタリングステーション	16	15	16	16	16	36	17
	モニタリングポストNo. 1	14	14	15	14	14	40	17
	モニタリングポストNo. 2	13	13	13	13	13	41	16
	モニタリングポストNo. 3	12	12	12	12	12	41	15
	モニタリングポストNo. 4	13	13	13	13	13	41	16

(注) 伊方発電所付近に設置しているモニタリングポスト等について記載

○ 降雨の状況：有・**(無)**

○ 伊方発電所の排気筒モニタ等にも異常なかった。

(参考)

- 環境放射線の測定値は、降雨等の気象要因や自然条件の変化等により変動するので、原子力安全委員会の環境放射線モニタリング指針に基づき、測定値を「平常の変動幅」と比較して評価しています。
「平常の変動幅」は、過去2年間(平成22、23年度)の測定値を統計処理した幅(平均値±標準偏差の3倍)としており、一般に、測定値が「平常の変動幅」の最大値以下であれば、問題のない測定値と判断されます。
- 環境放射線は線量(グレイ)で表されますが、一般的に、これに0.8を乗じて、人の被ばくの程度を表す線量(シーベルト)に換算しています。
例えば、線量率約20ナノグレイ/時の地点では、1年間に約0.14ミリシーベルト(ミリはナノの100万倍を表す)の自然放射線を受けることとなりますが、これは、胃のX線検診を1回受けた場合の4分の1程度の量です。

(放射線量の例)

